### 【投稿論文】

# 農村景観の特性

# ―安曇野景観の価値と地域ブランド―

渡邊 勉

### 【要旨】

本稿の目的は、人々の安曇野の景観への価値づけと所有観から農村景観 の特性を明らかにし、地域ブランドとしての景観の形成、維持について検 討することである。分析は、安曇野市民と、安曇野に住んでいない一般市 民の比較によっておこなった。分析結果から、以下の3点が明らかとなっ た。第1に、安曇野市民か否かの立場の違いに関係なく、多くの人々が安 曇野の景観に価値があるという評価を共有している。第2に、所有権と発 言権について、安曇野市民は広く人々全体に権利があると考える傾向があ るのに対して、一般市民は逆に安曇野市民や安曇野市に権利があると考え る傾向がある。第3に、所有権を持つ主体には2つのタイプがあり、安曇 野の十地を所有するあるいは安曇野に住んでいる人々と、安曇野とは関連 の薄い人々に分けられる。前者に対しては、所有権があれば発言権もある と考えている人が多いが、後者に対しては所有権を持っていても発言権は ないと考えている人が多い。つまり、安曇野の景観との関係のあり方、景 観との距離によって、景観に対する所有権、発言権の考え方が異なり、ま た景観に関わる主体の所有権、発言権のあり方も異なることが明らかとな った。

以上から、景観の形成、維持のためには、いかにして地域外の人々を取り込んでいくかが課題であり、それは地域ブランド構築においても同様であることが示唆される。

キーワード 景観、所有観、価値

### 1. 問題の所在

戦後、経済発展を優先させてきた日本社会において、われわれは景 観を価値のないものと見なしてきた。そのため、建築基準法や都市計 画法の枠組みの中で、かなり自由に住宅やビルなどの建物を建てることができ、地域開発を推し進めてきた。その結果として、かつての街並みや田園風景などは大きく破壊され、変容してしまった。しかし1990年代以降、状況は大きく変わりつつある。国土交通省は、公共工事において景観に配慮するようになり、「美しい国づくり政策大綱」を2003年に策定した。また2004年には「景観法」が公布、さらに景観を重視する法律も整備され、制度的に景観保護の仕組みが整い始めている。1)

そうした国の政策とともに、景観の価値<sup>2)</sup>というものが見直され景観形成、景観維持に対する取り組みがおこなわれるようになってきた。<sup>3)</sup>しかしその一方で、東京国立市の景観訴訟に代表されるように、景観をめぐる紛争もおきており、かならずしも景観に対する社会や人々の意見が一致しているわけではない。<sup>4)</sup>

このように現在の日本社会において、景観は人々の注目を集める対象となり、地域ブランドや地域アイデンティティとも連結し、また「景観か開発か」といった対立するさまざまな価値、議論が交錯し、社会問題としても大きく騒がれるような存在になってきた。ただその一方で、そもそも景観とは何であるのか、よい景観、悪い景観とは何なのか、価値のある景観とはどのような景観なのかについて、人間工学的、都市工学的、心理学的な研究の蓄積はあるものの、社会的な文脈を考慮した上で景観を捉える研究は、必ずしも十分におこなわれているわけではない。なんとなくいい景観、価値ある景観についてのイメージがあるものの、明確にされているわけではなく、また景観とは社会にとってどのような意味があるのかという景観と社会の関連についての基本的特性が明らかになっているわけではない。

一方、景観の特性を明らかにすることは、地域ブランドを社会学的 に考察する上で重要な意味を持っている。地域ブランドとは、その地 域固有の資源を指し示している。それは、その土地で収穫できる食材 や加工される食品であるかもしれないし、街並みや景観であったり、 歴史や文化であるかもしれない。さらにはそれらを総合した全体的な イメージであるかもしれない。ただそこに共通するのは、地域ブラン ドとは地域の誰かが作り出すものであるとはいえ、その利用について は、地域全体の所有物、共有された財であるという点である。こうし た地域ブランドの特徴は、地域ブランドを地域社会において構築、維 持、発展させていくときに大きな問題を引き起こす可能性を秘めてい る。つまり広く開かれているために、誰もが地域ブランドを語り、誰 もが利用可能なことで、ブランドとしての価値を低下させてしまう可 能性がある。それを防止する策の一つとして地域ブランドの登録商標 化がある。これは経済的な意味においては解決するかもしれないが、 そうすることは地域社会にとって本当に望ましいことなのかという疑 問が残る。地域ブランドを登録商標化することは、特定の誰かに帰属 させることに他ならない。しかし、地域ブランドが特定の誰かのもの であると限定することが、その地域にとって、そしてそこで生活する 人々にとって本当に望ましいのかについては、一考する余地があるだ ろう。

こうした地域ブランド全般の抱える問題は、景観をめぐる問題と軌を一にしている。どちらも地域社会に存在する財であり、財の所属がはっきりせず、その一方で地域の人々にとっては重要な財であり、地域のアイデンティティや生活とも関わる最重要な課題である。それゆえ、地域ブランドとしての景観を取り上げることは、地域ブランド全体のあり方を考える上でも重要な視点を与えてくれるに違いない。

以上をふまえ本稿では、景観の特性を明らかにするための試みとして、2つの課題を設定する。

第1に、景観の価値についてである。景観には価値があるのか(あ

ると人々は感じているのか)について明らかにする。景観とは、実際 に価格が付けられているものではなく、また同じ景観に対しても賛否 両論がありえ、評価も難しい財である。それゆえ、まず景観の価値を 人々がどのように評価しているのかについて明らかにする。

第2に、景観の所有についてである。景観の特質を明らかにする上で、景観の所有の問題は重要である。地域ブランドも同様であるが、 景観には所有について明確な境界がない。それゆえ、景観を形成、維持していくときに、所有の問題は大きな問題となるはずである。

本稿では、こうした課題に答えるために、長野県安曇野市の景観を分析対象とする。安曇野は、日本を代表する山岳景観、農村景観を有している。そして安曇野はそうした景観を一つの観光資源としてとらえており、経済的価値をも作り出している。2006年の地域ブランド調査では全国779の市の39位となっており、高い魅力があることがわかる。<sup>5)</sup>本稿では安曇野の地域ブランドでもある景観から、景観とは何であるのかについて考察していくことで、地域ブランドとしての景観の特性を明らかにする。

## 2. 景観をめぐる2つの問題

本稿では、先に述べたように、2つの課題について検討していくが、その前に景観をめぐる主要な2つの問題について確認しておく。その検討により、本稿の扱う課題が景観問題の中でどのような位置にあるのかを明らかにしておきたい。

まず景観をめぐる第1の問題は、景観とはなんであるのかという問題である。そもそも景観には価値があるのか、価値があるとしたらそれはなにゆえなのか、といった景観の価値についての問題である。これまでの日本社会では、景観を経済的な価値を持ち得ないと見なしてきた。そのため、景観が地域開発の中で、大きく変容してきたといえ

る。しかし近年、経済的価値とは異なる次元の価値として景観が注目 されている。つまり地域資源、地域文化としての景観の価値が見直さ れ、また生活の場、人と人が交流する場として、景観の価値が見直さ れようとしている。

しかし景観の価値とはどれくらいかを、一次元的に評価したり金額 を決めたりすることはできない。それは単純に経済原理によって測る ことができないという理由からであるが、ただそれ以上に、景観とい う財が、単純な私有財ではないという特徴に起因している。景観を構 成しているのは、それぞれの個人(あるいは法人など)の持つ私有地、 あるいは市有地、国有地である。個人が建てた建物、農地など、個人 の所有物、あるいは市や国などの行政の所有物である。ただ一人、二 人の土地、建物によって景観がつくられるわけではなく、多くの土地 が集まってはじめて全体としての景観が形成される。つまり景観とは、 私有財によって構成されているものの、個々の私有財のみでは景観を 形成することができず、全体が集まってはじめて一つの景観となる。 さらに、私有財としての土地や建物の利用や処分は、所有者のみに権 利があるが、全体としての景観の利用(つまり観賞)は、だれもが可 能である。つまり景観とは、私有財としての特徴を持ちつつも、非排 除性(および非競合性)という公共財の特徴も持っているのである。<sup>6)</sup> 実はこうした景観の持つ特性が、地域紛争を生み出す原因にもなって いる。東京の国立市のマンション訴訟において争点となったのは、地 域住民の景観利益であった。マンションが建設されることで、地域住 民の景観利益が侵害されるかどうかという点にあった。単純に考えれ ば、マンション建設は、都市計画法や建築基準法などの法律をクリア すれば、開発業者は所有している土地に法規制にのっとったマンショ ンを建設しているに過ぎないので、他人がクレームをつけたり、意見 を言ったりすることのできる権利はない。しかし実際は、国立のマン

ション訴訟において住民の景観利益が認められたのである(ただし裁判には敗訴)。つまり土地所有者以外の人々が、少なくとも景観に対して発言し、また何らかの利益を享受する権利を持っていることが示されたのである。それは、景観という財の所有の所在が単に土地所有者にのみあるわけではないということのあらわれでもある。そしてこうした景観の所有は、単に法的な問題、あるいは経済的な問題としてだけ扱うべきものではない。地域社会の歴史、人間関係、生活といった社会的な関係を考慮すべきである。それゆえ、社会学的な視点が必要となるが、これまで十分に社会学的な議論されてきたわけではなく、これからわれわれが議論していくべき課題なのである。7)

第2の問題は、景観をいかにして維持、形成していけばいいのかという問題である。景観は、先にも述べたように経済原理のもとで測ることが難しい財である。景観に対する価値の基準はさまざまにあり得て、そのため景観の価値は人によって異なる。それゆえ、紛争が起きるのである。利便性や経済的な利潤の価値のほうが景観を維持することによって生まれる景観の価値よりも高ければ、周辺の景観を破壊してでも、開発をおこなっていくだろう。逆に経済的な利潤よりも環境や景観のほうに高い価値があると考えれば、開発に対して異議を唱えるだろう。

景観を維持していく、あるいは形成していくことの困難とは、合意の難しさである。景観をいかに維持、形成していけばいいのかという問題は、景観に関わるさまざまな立場、さまざまな意見、さまざまな所有関係にある多様な人々の間でいかにして合意を可能にするかという問題である。合意するためには地域社会の人間関係や対立の構図の理解が必要となる。こうした視点は社会学において最も効果的に分析可能となるに違いないが、そうした視点での研究は多くない。

以上2つの問題を解決することが、景観問題の解決へとつながるに

違いない。なお第2の問題は、第1の問題を明らかにすることが前提となる。つまりなぜ紛争が起き、なぜ解決が難しいのかという問題を解決するためには、景観とはそもそも何であるのか、景観は誰のものなのかという議論が必要である。それゆえ本稿では、長野県安曇野市の景観に関する意識調査を分析することで、景観とは何かという問題にアプローチしていきたい。

### 3. 安曇野の景観調査

本稿では、安曇野の景観に関する3つの調査データを使用する(表 1を参照)。

(1) 安曇野の景観と観光に関する調査(村山・渡邊編2007)

信州大学人文学部社会学研究室が主体となって、2006年11月から12月にかけて、長野県安曇野市の穂高区(旧穂高町民)の住民、安曇野市を訪れた観光客、安曇野市内の観光関連業者を対象に、主として景観と観光に関する調査票による調査をおこなった。穂高区住民については、住民基本台帳から400(実際には394)人の対象者を2段抽出法により抽出し、郵送調査をおこなった。観光客については、安曇野市内の主な観光地(大王わさび農場、安曇野スイス村、碌山美術館)に訪れている観光客に面接調査をおこなった。また観光関連業者については、観光パンフレットに掲載されている業者すべてを対象とした郵送調査をおこなった。回収率は、住民調査が57.6%、観光関連業者が73.9%であり、観光客については242票回収した。

(2) 安曇野市民の地域意識と活動に関する調査(村山・渡邊・祐成編2008)

信州大学人文学部社会・情報学講座が主体となって、2007年9月から11月にかけて、安曇野市民の景観、地域社会、合併問題、農業に関する意識を尋ねる調査票調査をおこなった。対象者は、安曇野市の住

表 1. 安曇野調査一覧

	安曇野の景観と観光に 関する調査	安曇野市民の地域意識と 活動に関する調査	長野県安曇野市における観光 と景観に対する意識調査	
調査主体	信州大学人文学部 社会学研究室	信州大学人文学部社会・ 情報学講座	渡邊 勉 (NPO 法人 SCOP に委託)	
方 法	郵送法、面接法	郵送法	Web 調査	
対象者	旧穂高町民 観光客 観光関連業者	安曇野市民	一般人	
サンプル数	町 民…394 観光客…242 業 者…138	1989	577	
有効回答数 有効回答数 業 者…102 (73.9%)		1,336 (68.1%)	577	
時 期	2006年11月~12月	2007年9月~11月	2008年 3 月	

民基本台帳から安曇野市民2000 (実際には1989) 人の対象者を2段抽出法により抽出し、郵送法により調査を実施した。回収率は68.1%であった。

(3) 長野県安曇野市における観光と景観に対する意識調査

NPO 法人 SCOP に委託し、2008年3月に安曇野市に居住していない一般の市民を対象に、観光と景観に関する Web 調査を実施した。回収数は577票であった。

### 4. 安曇野景観の価値

それではまず、人々は景観に価値があると考えているのかどうかに ついて、明らかにする。

今回使用する3つの調査では、以下の、共通した質問によって安曇 野景観の価値を尋ねている。

北アルプスを背景とした緑豊かな田園風景は、安曇野を代表する美 しい景観です。しかし農業の後継者不足や野立看板の増加などにより、

			2006 年調査		2007 年調査	2008 年調査
		観光客	安曇野市民	観光関連業者	安曇野市民	一般市民
賛	成	86.3	69.1	74.0	64.8	63.5
反	対	13.7	30.9	26.0	35.2	36.5
合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 2. 基金への賛否

かつての美しい景観が失われつつあります。

ここで、<u>仮にこうした問題に対応し、安曇野の景観を維持するための基金が設立されたとします。</u>あなたはこの基金に寄付することに賛成しますか。反対しますか。

上記のような尋ね方をしたのは、単に景観に価値があるかどうかという意識を尋ねるよりは、行動を伴う状況を想定したほうが、回答者の景観への価値が、よりはっきりと明らかになると考えたためである。<sup>8)</sup> 賛成と回答している人は、景観に価値があると考えていると、見なすことができるだろう。実際の調査票では、基金に賛成の回答者に対しては、さらにいくら寄付できるかを尋ねている。

3つの調査の賛成、反対の比率は表2の通りである。

表2から、2つの特徴を指摘することができる。第1に、賛成率がどの調査においてもかなり高いということである。賛成率が最低の2008年調査においても63.5%と、6割以上の人が基金への寄付に賛同している。この数字は低いと読めるかもしれない。しかし、質問文からもわかるように、この質問文は具体性が低く、よくわからない仮想の基金である。そうした基金に対して、これだけの人々が賛同しているのは、やはり高い比率であると評価できるのではないかと考えられる。第2の特徴として、調査(および対象者)によって比率に差があるということである。最も高い賛成率が観光客であり、最も低い賛成率が一般市民である。安曇野市民もほぼ同程度に低い比率である。そ

表 3. 基金反対の理由

	2007年調査	2008 年調査
興味関心なし	5.1	12.2
他の方法を使うべき	71.1	75.0
景観に価値がない	2.8	1.2
質問の意味がわからない	9.0	11.6
その他	12.0	_
合 計	100.0	100.0

の理由は、2つあるのではないかと考えられる。第1に、そもそも関心が低いということである。一般市民の比率が低いのは

この理由によるのではないかと考えられる。また安曇野市民にとっても、景観はあまりにも日常的であり、当たり前のものであるが故に、あらためてお金を払う必要があるとは感じていないとも解釈できる。第2に、それとはまったく逆の理由である。景観問題についてよく知っているが故に、具体性の低い基金では実効性が低いと感じ、反対している可能性がある。どちらにしても、反対しているからといって、価値がないと評価しているとは限らない。そこで、2007年調査と2008年調査に限っては、反対している人がどのような理由で反対しているのか、反対の理由を尋ねた。その結果が表3である。

表3から、基金反対の理由として景観に価値がないからという理由が非常に少ないことがわかる。つまり、反対している人々は景観に価値がないから反対しているのではない。多くは、他の方法を使うべきであると考えているからである。具体的には、行政が主体となっておこなうべきだと考えている人が多い。

以上の分析から言えることは、住民、観光客、一般市民と立場が異なったとしても、安曇野の景観には価値があると評価しており、そうした認識はかなり広い範囲の人々の間で共通認識となっているということである。つまり安曇野景観は、安曇野の地域ブランドとして広く認知されているといえる。

そこで安曇野の景観には価値があるということを前提にした上で、

以下の分析をおこなっていきたい。以下では景観の所有の問題を取り上げるが、所有が問題となるのは、所有される財に価値がある場合に限られるだろう。価値のない財については、所有していても特段利益があるわけではなく、人々の間で所有をめぐる問題が発生するとは思えない。所有が問題となるのは、価値のある財の所有(利用や処分)に関してのみである。それゆえ、景観に価値がないとしたら、そもそも所有権を問題にする必要がない。我々は今景観の価値を確認したので、以下では価値のある景観の所有権がどこにあるのかが重要な問題として浮かび上がってくる。

#### 5. 景観の所有権と発言権

本節では、景観所有の問題について、調査結果から明らかにしていくことにしたい。具体的には、景観の所有権と発言権の所在を、人々がどのように考えているのかについて、検討していく。

2007年調査と2008年調査では、景観の所有権と発言権について別々に尋ねている。

ある対象に対して所有権を持っているということと、その対象について意見を述べる権利、つまり発言権があるということは、別の権利である。どちらも対象に対してなんらかの権利を有していることになるが、内実は大きく異なる。しかし同時に類似している部分もある。例えば、原子力発電所をつくるという場合、原子力発電所あるいは建設予定地は電力会社のものである。しかしだからといって原子力発電所の稼働について、地域住民になにも発言する権利がないわけではない。さらに地域住民だけでなく、実際には世界中の人々が原発に対して発言する権利を持っているのであり、反原発運動は単に地域住民によってのみ構成され、おこなわれているわけではなく、もっと広範囲の人々が担っており、それこそが反原発運動の特徴であり原動力でも

あるのだ。つまり、原発建設に対して、所有権を有する者と所有権は 持たず発言権のみを持つ者がいるが、両者は同じように原発建設を止 める力を持ち得ているのである。

このように所有権と発言権は、財に対して異なる権利を有しつつも、 その一方で同じような影響力を持ちうる。それゆえまずは両者を分け て分析する必要があり、また単に所有権のある人々によって景観が形 成されているわけではないという点からも発言権の範囲を考えること も重要である。

調査では、具体的に所有権と発言権について、以下のような質問文 によって尋ねている。

(所有権) 現在の安曇野市の景観は、誰のものだと思いますか。<u>あ</u>てはまる番号すべてに、○をつけてください。

1 土地所有者(農家、居住者など)

5 国

2 安曇野市民

6 全ての人々

3 観光客など安曇野を訪れる人々

7 誰のものでもない

4 安曇野市

(発言権) また現在の安曇野の景観の維持や形成について、意見をいう権利があるのは誰だと思いますか。<u>あてはまる番号</u>すべてに、○をつけてください。

1 土地所有者(農家、居住者など)

5 国

安曇野市民

6 全ての人々

3 観光客など安曇野を訪れる人々

7 誰にも権利はない

4 安曇野市

することができる。

それぞれの質問は、複数回答となっているため、最大6つまで選択

### 5.1. 所有権、発言権の分布

まず、所有権と発言権の主体の範囲を知るために、権利を持つ主体の数の分布を見てみる。表4によれば、所有権は、最も多いのが6主体、つまり全ての人々に権利があるというパターンである。次が1であり、後は数が増えるに従って比率が減少する。次に、発言権をみると、所有権と同様、6主体が最も多く、続いて1、2もしくは3と続いている。つまり人々の所有権、発言権は両極にある。全ての人々にあると考えている人がいる一方で、誰にも権利がない、もしくは特定の主体にのみあると考えている人も多い。

主体数の平均値を比べてみると、所有権については一般市民3.52、安曇野市民3.87、発言権については一般市民3.41、安曇野市民3.71である。統計的には所有権、発言権ともに有意差があり、安曇野市民のほうが、選択数が多い。つまり安曇野市民のほうが、より多くの主体に権利があると考える傾向がある。

次に表5は、景観の所有権、発言権に関してそれぞれの主体別に権利の有無をあらわしている。表内の数字は選択した回答者の比率である。

表5から、一般市民、安曇野市民ともに「安曇野市民」に景観の所有権、発言権があると考えている人が最も多い。逆に最も少ないのは、「誰にも権利がない」であるが、主体に限れば「国」を選択する

	所	 有権	発言権		
	一般市民	安曇野市民	一般市民	安曇野市民	
1	28.1	31.3	21.1	27.1	
2	14.2	8.7	18.7	14.4	
3	11.4	6.0	21.0	10.4	
4	7.1	1.8	6.8	2.5	
5	2.3	0.5	1.6	0.5	
6	36.9	51.7	30.8	45.2	
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	

表 4. 所有権、発言権の分布

所有権 発言権 一般市民 安曇野市民 一般市民 安曇野市民 土地所有者 62.0 60.7 709 65.0 安曇野市民 767 90.3 884 77.3 観光客など 53.7 59.7 46.1 54.2 安曇野市 60.8 66.3 61.7 64.4 玉 46.6 55.8 37.1 486 全ての人々 36.9 45.2 51.7 30.8 誰にも権利はない 15.9 4.5 4.8 14.6

表 5. 所有権、発言権の分布(主体別比率)

回答者が一般市民、安曇野市民の両方において最も少ない。また所有権と発言権の違いを見ると、「土地所有者」、「安曇野市民」、「安曇野市」については、所有権よりも発言権の比率が高い。逆に「観光客等」、「国」については、所有権の比率の方が高く、前の3者と後の2者では景観に対する立場が異なることを示している。

以上の分析から明らかになるのは、まず景観に関する権利は、全ての人々にあると考える者が多い一方で、特定の主体にのみあると考えている者も少なくないということである。また個別に権利を見ていくと、「安曇野市民」に権利があると考えている人が多いことがわかる。以上の議論をふまえさらに、具体的に誰と誰に権利があると考えているのかといった権利の範囲と組み合わせについて、所有権と発言権のパターンから、次節で検討する。

## 5.2. 所有権、発言権のパターン

所有権、発言権の所在のパターンは、2の6乗、つまり64のパターンが可能性としてある。しかし現実には、一般市民については所有権が48、発言権が27パターン、安曇野市民については所有権が29、発言権が17パターンと、全パターンの27%から75%の間であり、パターンには一定の傾向があることがわかる。そして安曇野市民のパターンの

ほうが少ない。質的分散を比べても、一般市民の所有権が0.419、発言権が0.419、安曇野市民の所有権が0.346、発言権が0.375であり、安曇野市民のばらつきが小さいことが分かる。一般市民よりも安曇野市民のほうがばらつきが小さいのは、安曇野市民において「全ての人々に権利がある」、「誰にも権利がない」という回答が多いことに起因していると考えられる。

また全体として所有権のパターンのほうが発言権のパターンよりも ばらつきが大きい。これも所有権のパターンが「全ての人々に権利が ある」という回答に集中していることによる。つまり発言権に対して 所有権が、より広い範囲で認められていると多くの人々が考えている ことを示している。

次に具体的に所有権と発言権のどのような組み合わせの比率が高いのかを確認してみたい。表6は、所有権、発言権について、一般市民の所有権から安曇野市民の発言権までそれぞれ上位10位までのパターンをあらわしている。上位10位までのパターンが所有権、発言権、あるいは一般市民、安曇野市民の間で重なる場合もあるが、重ならない場合もあるため、全部で12のパターンを表6に示している。

まず全体として表 6 に示された12のパターンによって、パターン全体の約85%から95%程度をカバーしていることがわかる。つまりこの12のパターンで全体のパターンの大部分が網羅されている。

さて景観の所有権について見ると、最も比率の高いパターンは、一般市民、安曇野市民ともに、「全ての人々に権利がある」というパターンである。一般市民において36.9%、安曇野市民において51.7%の人が、景観を一般的な公共財と考えている。特に安曇野市民は半数以上が景観を公共財と見なしている。

次に多いパターンは、一般市民、安曇野市民ともに「だれにも権利 がない」である。ここで「誰にも権利がない」の解釈は難しい。実際

表 6. 所有権、発言権のパターン

	土 地	也 十 口 細北京 十 日	A -	一般市民		安曇野市民				
	所有者	市民	観光客	市	国	全て	所有権	発言権	所有権	発言権
1	あり	あり	あり	あり	あり	あり	36.9	30.8	51.7	45.2
2	なし	なし	なし	なし	なし	なし	14.6	4.9	15.9	5.2
3	なし	あり	なし	なし	なし	なし	7.5	13.0	9.9	17.3
4	あり	あり	なし	なし	なし	なし	5.4	10.6	1.6	6.3
5	あり	あり	なし	あり	なし	なし	5.4	15.9	2.1	6.3
6	あり	あり	あり	あり	なし	なし	4.3	5.0	0.9	1.9
7	なし	あり	なし	あり	なし	なし	3.5	5.7	3.2	5.1
8	なし	あり	あり	なし	なし	なし	3.1	1.7	2.6	2.1
9	あり	あり	あり	なし	なし	なし	2.6	5.5	0.8	2.2
10	あり	あり	あり	あり	あり	なし	2.3	0.0	0.5	0.0
11	あり	なし	なし	なし	なし	なし	2.1	2.1	1.3	2.2
12	なし	なし	なし	あり	なし	なし	1.9	1.2	3.3	2.6
計							85.1	94.5	92.0	94.1

には「全ての人々に権利がある」の裏返しという側面がある。「全ての人々に権利がある」ということは、特定の誰かに権利があるということを意味していない。全ての人々に権利があるということは、その財について、自分の好きなように処分、使用することができないということである。それゆえ、実質的には誰も権利を持っていないということと同じである。つまり「全ての人々に権利がある」と「誰にも権利がない」は、同じように景観の公共性としての性質を示していると解釈することができる。そうすると所有権については、5割から7割、発言権については3割から5割の人々の間で景観の公共性を認めていることになる。

一般市民と安曇野市民を比べたとき、全ての人々に権利があると考えている人の比率、つまり景観を公共財として認識している人の比率は、一般市民よりも安曇野市民のほうが高い。一方一般市民のほうが比率が高くなるパターンは、表6の4、5、6、9番である。これらに共通するのは、景観に直接関わる主体に権利があるパターンであるという点である。

つまり、ここには逆転した関係が見られる。景観に直接関わっている安曇野市民は、直接関わらない人々にも権利があると考え、逆に景観に直接関わらない一般市民は、直接関わる人に権利があると考える人が多い。このことは、景観問題を考える上で重要な問題を提起していると考えられる。それについては、結論であらためて考察する。

さらに所有権と発言権を比べてみると、一般市民、安曇野市民に関係なく、所有権に比べて発言権は、「全ての人々に権利がある」と考えている人が少ない。そして、「誰にも権利がない」という比率が低いことも注目できる。

そこで、どの主体とどの主体が同時に選択されているのかという傾向を明らかにするために、コレスポンデンス分析をおこなった。

まず一般市民について見てみよう。所有権についてみると、「土地 所有者」、「安曇野市民」、「安曇野市」が一つのかたまりとなる配置と なっており、「国」

と「観光客等」が 離れた位置にプロ (図1)。つまり、 一般市民にとって は、安曇野の違いが 権利を考える。発 権についても がである。 を を を の傾向がある (図2)。

次に安曇野市民

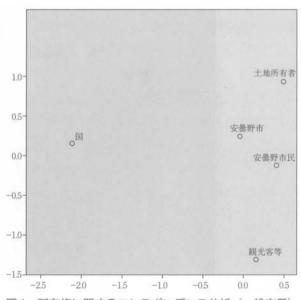


図 1. 所有権に関するコレスポンデンス分析(一般市民)

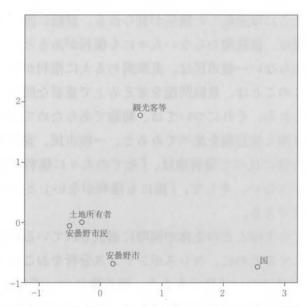


図 2. 発言権に関するコレスポンデンス分析 (一般市民)

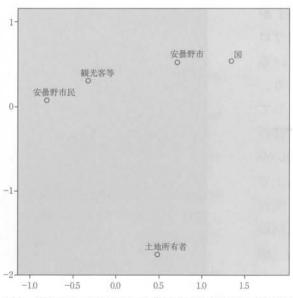


図 3. 所有権に関するコレスポンデンス分析(安曇野市民)

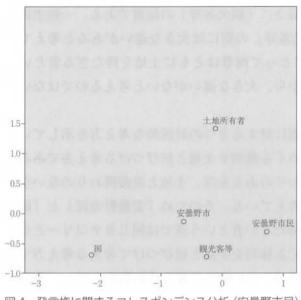


図 4. 発言権に関するコレスポンデンス分析(安曇野市民)

れている。ここから安曇野市民は景観の所有を、(1)土地所有者、(2) 景観に関わる人々、(3)行政という3者に分割して考えている。特に土地の所有が決定的な意味を持っていると考えられる。一方発言権は、「土地所有者」とそれ以外の主体の間には同様に大きな距離があるが、「安曇野市」、「観光客等」、「安曇野市民」が一つのグループとなり、「国」が少し離れた位置にある。ここから発言権については、(1)土地所有者、(2)景観に直接関わる人々・行政、(3)国の3者に分割される。つまり発言権については、関与の度合いが重要であることがわかる。

一般市民と安曇野市民を比べると、大きな違いが2点ある。第1 に、土地所有者の位置である。一般市民にとっては、「土地所有者」 は「安曇野市民」の一員という位置づけであるのに対して、安曇野市 民においては土地を持つ者と持たない者の間で景観に対する権利が 異なると考えている。第2に「観光客等」の位置である。一般市民は「安曇野市民」と「観光客等」の間には大きな違いがあると考えているが、「安曇野市民」にとって両者はともに土地を持たざる者という点で共通していることから、大きな違いがないと考えるのではないかと考えられる。

こうした結果は、景観に対する2つの対照的な考え方を示している。つまり、一つは景観をめぐる権利を土地と結びつける考え方である。土地所有者、土地と関わりのある主体、土地と直接関わりのない主体の間で権利が異なると考えている。そのため「安曇野市民」と「観光客等」はともに土地を持たない者という点では同じカテゴリーとなる。もう一つは、景観をめぐる権利を生活と結びつけて考える考え方である。生活と結びつけたとき、「土地所有者」、「安曇野市民」、「安曇野市」は同じカテゴリーになる。そして「観光客等」は安曇野で生活しているわけではないという点で、安曇野市民らとは権利が異なる。

これら2つの考え方は、ある一つの共通点を持っている。それは主体間の序列である。2つの考え方は、土地所有者→安曇野市民→市→観光客等→国という序列を想定している。しかし現実にそうした序列関係があるのかについては、確認しておく必要があるだろう。

## 5.3. 所有権、発言権の序列関係

所有権と発言権の最も狭い範囲は、土地所有者のみに権利を与える場合である。その対極にあるのが全ての人々に権利があるという権利のあり方である。そこで、権利の範囲を最も狭い範囲から最も広い範囲へと並べると、(1)土地所有者、(2)安曇野市民、(3)安曇野市、(4)観光客等、(5)国の順になる。このように考えると、おそらく論理的には、例えば安曇野市民に権利があると回答している人は、土地所有者にも権利があると回答するはずである。しかし実際には、そうした一貫し

	一般市民		安曇野市民		
	所有権	発言権	所有権	発言権	
誰にも権利なし	14.6	4.5	15.9	4.8	
土地所有者のみ	2.1	1.9	1.3	2.2	
安曇野市民まで	5.4	10.6	1.6	6.3	
安曇野市まで	5.4	13.3	2.1	5.5	
観光客まで	4.3	3.5	0.9	1.3	
国まで	2.3	1.6	0.5	0.5	
全ての人々	36.9	30.8	51.7	45.2	
合 計	70.9	66.2	74.2	65.8	

表 7. 権利の序列性

た権利関係を考えていない回答者もいる。

表7から、まず所有権の序列性について見てみよう。一般市民では70.9%、安曇野市民では74.2%が一貫している。このうち、「全ての人々」に権利があると回答している人が、一般市民で36.9%、安曇野市民で51.7%と半数以上である。一方、一般市民では29.1%、安曇野市民では25.8%が一貫していない所有権のパターンを回答している。

所有権について、一貫していないパターンで最も多いのは、「安曇野市民」のみが権利を持つというパターンである(一般市民7.5%、安曇野市民9.9%)。しかしこれは、厳密には一貫していないわけではない。「土地所有者」もまた「安曇野市民」であるからである。ただあえて「土地所有者」を選択していないということには、「土地所有者」だけが特別なのではないという意味があるのかもしれない。続いて、一般市民では「安曇野市」と「安曇野市民」に権利があるパターン(3.5%)、安曇野市民では「安曇野市」のみに権利があるパターン(3.3%)となっており、これらは「土地所有者」が含まれないパターンである。

次に発言権の一貫している割合は、一般市民の66.2%、安曇野市民の65.8%で、所有権よりも一貫している比率がやや低くなっている。

特に安曇野市民では8ポイント低い。また、全ての人々に権利がある と回答している人が所有権と比較して少なく、「土地所有者」と「安 曇野市民」、「土地所有者」と「安曇野市民」と「安曇野市」に権利が あると考えている人が多い。

さらに発言権について、一貫していないパターンで最も多いのは、 所有権と同様「安曇野市民」のみが権利を持つというパターン(一般 市民13.0%、安曇野市民17.1%)、次に「安曇野市」と「安曇野市民」 に権利があるパターン(一般市民5.4%、安曇野市民4.5%)である。こ れらは所有権と同様、「土地所有者」が含まれないパターンとなって いる。

以上から言えることは、所有権、発言権について、おおよそ論理的に一貫した権利の序列があると考えられる。しかし土地所有者が含まれないパターンが少なくない。この事実は、土地所有者の景観に対する権利が、人によってずれていることを示していると考えられる。また発言権においては所有権よりも一貫していない。これも所有権に比べて発言権が与えられる基準が人々によってぶれていることのあらわれではないかと考えられる。

## 5.4. 所有権と発言権の関連

以上の分析では、所有権と発言権を分けて考えてきた。それは所有権と発言権が異なる権利であるということによるものであった。しかし、現実には両者は重なる部分も大きい。そこで、所有権と発言権の関係について検討する。

所有権と発言権の重なりを考えるために、図5のようなベン図で考えてみたい。所有権と発言権は、図5のような関係にある。所有権はあるが発言権がない…A、所有権も発言権もある…B、所有権はなく発言権のみがある…Cの3つの領域に分けられる。まずBの領域が

	一般市民		安曇野市民		
	X - Y	重なり	X - Y	重なり	
土地所有者	-10.7	66.4	-5.3	64.2	
安曇野市民	-13.9	80.1	-12.7	80.4	
観光客等	10.9	54.8	7.1	57.4	
安曇野市	-1.1	64.4	2.3	62.6	
国	16.0	52.8	9.8	54.6	
全ての人々	11.7	48.1	9.5	52.9	
誰にも権利がない	53.1	22.2	55.1	22.5	

表 8. 所有権と発言権

A、B、C全体の中でどのくらいの 比率となっているのかを求めた。そ の結果、最も比率が高いのが「安 曇野市民」(一般市民80.1%、安曇野 市民80.4%)、続いて「土地所有者」 (同66.4%、同64.2%)、「安曇野市」 (同64.4%、同62.6%)、「観光客等」

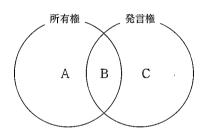


図 5. 所有権と発言権

(同54.8%、同57.4%)、「国」(52.8%、54.6%)となっている。比率からわかるように、「安曇野市民」が極端に高く、続いて「土地所有者」、「安曇野市」、少し差があって「観光客等」、「国」の順となっている。

次に、X=A/(A+B) と Y=C/(B+C) の比率を求め、その差(X-Y)を求めた(表8を参照)。この差は所有権と発言権の包含関係をあらわしている。X>Y のとき、所有権の中に発言権が包含される度合いが高いことを意味している。つまり所有権はあるが発言権はないと回答している人が多いことを示している。それに対して X<Y のときは、発言権の中に所有権が包含される度合いが高いことを意味している。つまり発言権はあるが所有権はないと回答している人が多いということを示している。

表8から、一般市民と安曇野市民の間で大きな違いがないことが、

まず読み取れる。次に「土地所有者」と「安曇野市民」については、X<Yという関係にあり、発言権の中に所有権が包含される度合いが高い。これに対して「観光客等」と「国」については、X>Yという関係であり、所有権の中に発言権が包含される度合いが高い。また「安曇野市」はXとYの大きさにあまり大きな違いがなかった。ここで包含されるとは、必要条件であることを意味していると考えられるだろう。つまり「土地所有者」と「安曇野市民」については発言権の必要条件として所有権があるという関係にあり、「観光客等」と「国」はそのような条件とはなっていない。

安曇野の景観に近い人たち(景観の中で生活している人々)については、発言権は所有権を前提としていると考えられるが、安曇野の景

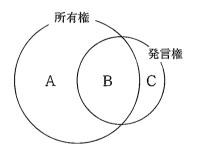


図 6. 所有権と発言権 (X>Y)

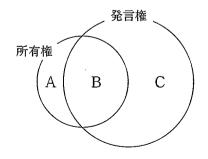


図7. 所有権と発言権(X<Y)

観から遠い人たちについては、発言 権は所有権を前提としているわけで はない。ここから景観の所有権と発 言権の複雑な関係が見えてくる。

通常、所有権があるから発言権もあると考えるのが自然である。「観光客等」と「国」においてそうした関係が成立していないことは、「土地所有者」、「安曇野市」の所有権と、「観光客等」、「国」の所有権の内実が異なることを示しているのではないかと推測される。

## 6. 結論

本稿では、2つの課題について検 討してきた。 第1に、景観には価値があるのかという課題であった。分析の結果、安曇野市民、観光客、一般市民などさまざまな立場の人々に共通して、大部分の人々が景観に価値があると考えていることを確認した。ただ景観の価値は具体的に何であるのか、価値があるとはどのようなことを指し示しているのかについては、本稿の分析からは明らかになっていない。景観の価値とは、具体的に人々の生活、人生、社会関係にとってどのような意味を持ち、どのような影響を与えているのか。そうした視点からの分析が今後必要となるに違いない。

第2に、景観の価値を前提として景観の所有権、発言権の所在がど こにあるのかという課題であった。分析の結果、所有権、発言権につ いては、おおよそ3つの知見が得られた。

第1に、景観は、公共財であるという認識を持つ人が多いということである。所有権について、「全ての人々のものである」、あるいは「誰のものでもない」と回答している人が、5割から7割ほどおり、多くの人々が景観の公共性を認めている。ただ発言権については、3割から5割程度と比率が下がる。

第2に、一般市民と安曇野市民の景観所有に関する考え方に相違があるということである。具体的には、一般市民にとって安曇野の景観は、安曇野に関わる人々のものであるという認識を持つ人が多いのに対して、安曇野市民は安曇野に関わる人々を含む全ての人々のものであるという認識を持つ人が多いということが明らかとなった。

第3に、所有の主体としての「土地所有者」、「安曇野市民」、「安曇野市」の3者と、「観光客等」、「国」の2者に違いがあるということである。前者は所有権があるから発言権があり、所有権よりも狭い範囲でしか発言権がない。それに対して、後者は所有権があっても発言権があるわけではなく、前者と後者では同じように所有権を持っていたとしても、景観形成、維持に対して同じように意見を言う権利があ

るとは言えないのである。景観に対して発言する権利の根底には、景観に直接関与しているという事実があるのではないかと推測される。 ただ関与とは、どのような形で関わっていれば関与していると言え、 景観に対する発言権につながるのかという点までは、今回の調査、分析ではわからない。

これまで景観問題とは、地域住民の問題であった。東京国立市のマンション建設に伴う景観訴訟についても、広島の鞆の浦の埋め立て架橋問題における景観訴訟についても、問題の本質は、地域性にあった。それゆえ、地域外の人々(つまり一般市民)は、関与しない、あるいはできない問題と考えてしまう傾向がある。本分析の結果はそうした人々の認識を如実に示していた。

しかしおそらく景観をめぐる問題は、こうした認識のもとでは解決しがたいに違いない。それは2つの意味において難しいのではないかと考えられる。第1に、現実的な意味においてである。安曇野のような農村景観に限れば、景観の形成維持の問題は、農業の問題である。後継者問題等、農業を維持していくことが難しい現在において、農業を農業従事者や地域社会だけで支えていくことは非常に難しい。

第2に、理念的、規範的な意味においてである。景観は、長い歴史の中で形成されてきたものである。それゆえ、景観は現在生きている人々だけのものであるとは言えない。つまり過去から現在に至る様々な人々が関与し、形成してきたものであり、さらに未来へと受け継がれていくものである。そうであるならば、現在生活している地域住民だけが景観問題に関わることは、景観の特性上問題をはらんでいるといえる。

それゆえ、今後景観を維持していくためには、過去から現在、そして未来を見すえた上で、地域外の人々の協力が必要であり、また積極的に関与していくべきなのである。しかし本稿の分析からは、現在景

観問題は、地域の問題として取り上げられ、地域外の人々にとっては 関与できない、地域の問題であるという認識がある。その一方で当事 者と考えられている地域の人々において、単に地域の問題であるという 認識よりは、全ての人々に関わる問題であるという認識が一般の 人々より強い。この逆転した景観に対する認識の違いをいかにして埋 めていくのか、そのためのシステムをいかに構築していくのかという ことが、今後議論されるべきではないかと思われる。こうした景観に 関する知見は、地域ブランドを構築、維持していく上でも重要な示唆 を与えてくれるだろう。つまり地域ブランドは地域住民によってのみ 構築、維持されるべきものなのかということである。地域ブランドが、 いわゆる企業ブランドとは異なり、公共性を持つものであるならば、 その構築、維持の問題を地域社会に閉じた課題としてだけ捉えるべき ではなく、より広い視野から考えていく必要があるに違いない。

#### [注]

- 1) 日本の景観行政に関しては、福沢(2005)を参照のこと。
- 2) 景観の価値という場合、その価値は観光資源としての価値、地域ブランドとしての価値、生活環境としての価値など、多様な側面の価値が考えられる。
- 3) 例えば景観法施行以降、景観によるまちづくりが注目されている(景観まちづくり研究会編 2004:日本建築学会編 2005a、2005b)。
- 4) 2008年7月には「景観と住環境を考える全国ネットワーク」が結成され、全国的 に景観問題が注目されている。
- 5) 2007年調査では1.000の市町村を対象にし、安曇野市は64位であった。
- 6) 景観問題を公共財供給問題として扱った研究として、伊藤(2003、2006a、2006b)がある。
- 7) 景観の所有に関する社会学的考察として、若林 (2004)、栗本 (2005)、渡邊 (2008) などがある。
- 8) こうした質問文は、仮想評価法(CVM)として、主として工学の領域でさかんに調査がおこなわれている。通常仮想評価法は、環境や景観など経済的価値をつけにくい財の価値を明らかにするための方法として用いられている。しかし本研究では、CVMの質問文を通常のCVMとは異なる利用の仕方をしている。

#### 【猫文】

福沢真一、2005、「わが国景観行政の史的展開—景観保全・まちづくり政策と「景観

- 法」制定を中心に一」『法政論叢』41(2):105-116。
- 伊藤修一郎、2003、「コモンズのルールとしての景観条例―いつ、どこで、行政指導は機能するか―」『「性」と政治』(日本政治学会年報): 229-244。
- -----、2006a、『自治体発の政策革新-景観条例から景観法へ--』木鐸社。
- -----、2006b、「社会的ジレンマと景観法・条例」『都市問題研究』58(3): 61-71。
- 景観まちづくり研究会編、2004、『景観法を活かす―どこでもできる景観まちづくり ―』 学芸出版社。
- 栗本京子、2005、「景観は誰のものか─「起伏のある公共性」からの解釈─」『年報社会学論集』18:217-228。
- 村山研一・渡邊勉編、2007、『安曇野市の景観形成活動と景観の価値』信州大学人文 学部社会学研究室。
- 村山研一・渡邊勉・祐成保志編、2008、『田園地域におけるコミュニティ形成—安曇 野市の農業、近隣関係とコミュニティ意識—』信州大学人文学部社会・情報学講 座。
- 日本建築学会編、2005a、『景観まちづくり』丸善。
- ----、2005b、『景観法と景観まちづくり』学芸出版社。
- 若林幹夫、2004、「都市の景観/郊外の景観」松原隆一郎他『〈景観〉を再考する』青 弓社:159-215。
- 渡邊勉、2008、「景観という公共性―社会的ジレンマと正当性―」土場学・篠木幹子編『個人と社会の相克』ミネルヴァ書房:175-200。

(受稿日 2008.11.10 掲載決定日 2008.11.12) (わたなべ・つとむ/関西学院大学社会学部)